朴正熙政権期における対日民間請求権補償をめぐる国会論議

吉澤文寿
（新潟国際情報大学）

はじめに

本稿は朴正熙政権期における対日民間請求権補償をめぐる韓国国会での議論を考察する。本稿で使用する「対日民間請求権」とは、日韓国交正常化交渉において、韓国側が主張した請求権（「韓日間財産および請求権協定要綱」、いわゆる対日請求八項目）のうち、民間の個人または団体に関するものを指す。日韓国交正常化以後、朴正熙政権はこれらの請求権について一連の法律を制定し、その補償措置を行った。しかし、それは一部の財産補償および旧日本軍人および軍属として死亡した者への弔慰金のみを支払うという、極めて不十分な内容であった。本稿では、そのようなかたちで終わってしまった理由を解明すべく、その立法機関における論議に注目するものである。

対日民間請求権補償に関する法律は次の通りである。第一に、1965年に締結された財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（日韓請求権協定）に基づく経済協力資金の管理及び運用について定めた「請求権資金の管理及び運営に関する法律」（以下、管理運営法、1966年2月19日制定、法律第1741号）である。第二に、同法第6条第1項の規定に従って補償などの財源となる「徴収金会計」を管理するために作成された「請求権資金管理特別会計法案」（1966年4月2日制定、法律第1774号）である。第三に、管理運営法第5条第1項の規定に従って、補償実施のための申告受付及び資料収集を行うために作成された「対日民間請求権申告に関する法律」（1971年1月19日制定、法律第2287号）である。そして、第四に、管理運営法第5条第2項の規定に従って、補償を実施するために作成された「対日民間請求権補償に関する法律」（1974年12月21日制定、法律第2685号）である。

先行研究は崔永鎬の研究がほぼ唯一である[(1)]。本稿ではこの研究で明らかになった論点の他に、著者による国会議事録の検討を通して解明された新たな論点も提示したい。また、著者も対日民間請求権補償について、韓国の国家記録院などで入手した資料を用いて、そのアウトラインを論じたことがある[(2)]。その他、日本からの経済協力資金活用と韓国の経済開発との関係を論じた曺晟源の研究も参照されるべきである[(3)]。ただし、朴正熙政権による対日民間請求権補償に関する研究は、問題の重大性に比して、その数が少ないと思われる。

本論に入る前に、当時の韓国の政治状況も述べておきたい[(4)]。1961年5月の軍事クーデターを経て、1963年12月に新憲法が発効し、朴正熙が大統領に就任し、第3共和国が発足した。第3共和国での国会は与野党の論議が白熱し、ある程度の民意が反映されていたといえる。とくに、「請求権資金の管理及び運営に関する法律案」、「請求権資金管理特別会計法案」、「独立有功者及び対日民間請求権に関する法律案」の審議は、1967年5月に大統領選挙、翌6月に国会議員選挙が控えていたこともあり、非常に活発であった。

しかし、1969年9月に朴正熙3選を狙う改憲案が国会を通過し、翌10月に国民投票でそれが確定すると、徐々に国会論議が低調になってくる。「対日民間請求権申告に関する法律案」が審議された1970年12月はまさにそのような時期であっ

た。そして、1971年4月の大統領選挙で3選を果たした朴正熙は、1972年10月に非常戒厳令を布告し、翌11月に「維新憲法」を制定し、その永久執権への道を開いた。維新憲法下の第4共和国での国会論議は民意が十分に反映されているとは言えない。「対日民間請求権補償に関する法律」はこのような政治状況で制定されたのであった。じわじわと言論空間が狭まる中で対日民間請求権補償が議論されたことは留意されるべきである。

なお、本稿ではおもに韓国国会会議録を史料として使用する。引用の煩雑さを避けるため、それぞれの会合ごとに議論を整理して叙述することにし、直接引用した記述のみページ数を注記することにする。

1. 請求権資金の管理及び運営に関する法律案

1965年12月18日に日韓請求権協定が発効すると、韓国政府は「請求権資金の管理及び運営に関する法律案」を作成し、1966年2月2日に第54回国会財政経済委員会（以下、財経委）から審議が始まった。このとき政府は対日民間請求権補償に関する法律案は作成中であると説明した。一方、野党の民衆党は「請求権資金の管理及び運営に関する法律案」の代案を提示し、「民間債権の補償関係」の項目を加えた。このように日韓請求権協定による日本からの無償経済協力3億ドルの使用について、対日民間請求権補償が国会論議の焦点となった。（第54回国会第5次財政経済委員会〔以下、54・財経委・5と表記する〕、1966年2月2日）

民衆党は様々な角度から政府案を批判した。第一に、「請求権資金」という名称に対する疑問が示された。金大中委員は日韓会談の経緯をふまえて、「政府はこの問題について、日本からは請求権を受け取れず、国民には恰も日本から請求権をもらったかのような幻想を与える」（12ページ）と批判した。第二に非公式的に68億ウォンと伝えられた対日民間請求権補償の金額について質問した。政府を代表した張基栄経済企画庁長官はこれらの質問に対して明確な答弁を避けた。（54・財経委・6、1966年2月3日）

第三に、蘇宣奎委員は「36年間を通じて命を賭けて、独立運動に捧げた先烈たち」（2ページ）である独立運動家およびその遺族に対する基金を設立すべきだと提案した。これに対して、張経企庁長官は無償経済協力からの支出よりも募金により実施することに賛成した。そして、第四に、高興門委員は新聞報道などを引用しつつ、財産被害は補償するが、「身体的な被害は補償しないという政府の意向が伝えられ、（国民に――著者註）不満が多い」（10ページ）と指摘した。このとき、民衆党の金大中委員はやはり「政府が請求権を放棄したのだから、政府が補償すべきだ」（15ページ）と述べた。これに対して、張経企庁長官はそのような報道を否定した。（54・財経委・7、1966年2月4日）

このような議論の結果、政府案の一部を修正し、民衆党代案の「対日民間請求権補償」条項が第5条として加えられることになった。1966年2月9日の法制司法委員会（以下、法司委）でこのことが確認され、法案は通過した。（54・法司委・5、1966年2月9日）

1966年2月19日に制定された「請求権資金の管理及び運営に関する法律」第5条第1項には、「大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの日本国に対する民間請求権はこの法で定める請求権資金の中から補償しなければならない」とあり、同条第2項には、「前項の民間請求権の補償に関する基準・種類・限度などの決定に必要な事項は別に法律で定める」とある。こうして、韓国の経済開発を優先させようとした政府が、野党側の批判を受け入れることで、日韓国交正常化以後初めての「請求権資金」関連法に「対日民間請求権補償」が明記されることになったのである。

2. 請求権資金管理特別会計法案

引き続き1966年2月9日の財経委で政府から提出された「請求権資金管理特別会計法案」（以下、会計法案）が審議された。この法律は日本からの経済協力資金を活用することで生じる「徴収金会計」（いわゆるウォン貨資金）を管理するための法案である。しかしながら、この論議の焦点は対日民

間請求権補償法案であった。民衆党は政府案に対日民間請求権補償についての規定がないことを再び批判し、その明記を要求した。金正濂財務部長官は可及的速やかに作成すると述べるにとどめた。

民衆党の李忠煥委員は対日民間請求権補償についての法案も提出せよと迫った。これに対し、金財務部長官は、補償関係法案に対する過去の立法先例がまったくなく、初めてのケースなので時間がかかるものの、次回国会の会期中に提出することを目指すと明言した。その後野党が協議し、3月10日までの対日民間請求権補償法案提出を要求した。(54・財経委・10、1966年2月9日)

しかし、2月22日から第55回国会が始まり、3月10日を過ぎても政府が法案提出できなかったため、民衆党はさらに政府批判を強めた。民衆党は会計法案を審議するためには、対日民間請求権補償法案の問題が明確にならなければならないという姿勢を示した。

与党の民主共和党は政府の姿勢を擁護し、日本からの経済協力である「請求権資金」を適切に管理運営するために会計法案の審議が必要だと、野党を批判した。これに対し、民衆党は国務総理演説において2億4千万ウォンで対日民間請求権補償を行うと明言されたとして、会計法案に先立って、この予算化が必要であると反論した。

この結果、3月22日までに政府が民間請求権補償法案を提出することを確認した。そして、民衆党の金相欽委員から会計法案に対日民間請求権補償を明記するよう、動議を提出した。これを受けて、政府の会計法案に対日民間請求権補償関連の条文が挿入されることになった。(55・財経委・8、1966年3月15日)

1966年3月17日の法司委を経て、22日の本会議で上記の通り修正された会計法案が可決した。(55・法司委・6、1966年3月17日、55・本会議・15、1966年3月22日)。1966年4月2日に制定された「請求権資金管理特別会計法」第3条に日本からの無償協力資金によって導入される物資の販売収入と、用役の提供を通じて徴収される金額およびこれに関連するその他の収入を歳入とする「徴収金会計」(ウォン貨資金)に、対日民間請求権補償も含まれることが明記された。

3. 独立有功者及び対日民間請求権に関する法律案

前述の議論を受けて、民衆党は政府に先駆けて、1966年2月15日に「独立有功者被徴用死傷者及び対日民間請求権補償に関する法律案」を国会に提出した。政府も約束の期日であった同年3月22日に「独立有功者及び対日民間請求権補償に関する法律案」を国会に提出した[(5)]。この両案が1966年6月23日の第57回国会財経委から審議された。李浩範財務次官からの説明に続き、李震秀専門委員から法案の補足説明がなされた。このとき、李専門委員は「精神的被害」に対する補償に関する陳情が相当あることを指摘したうえで、次のように述べた。

> 私個人の意見としては、元来この順序が、法案を出す前に政府や国会の誰がするかはともかく、広告を出してどの程度資料があるのかということを把握した後に、ある方針を決定して行うということであれば、ある近似値に近いものになるのではないだろうか(8ページ)。

このように述べて、補償法制定の前に、国民からある程度の資料を収集する必要があるという認識が示された。この考えは、後に「対日民間請求権補償申告に関する法律案」(申告法案)を作成する基礎となると思われる。

この他、李専門委員は、法案で「以北」(朝鮮民主主義人民共和国政府が管轄する地域)、旧日本軍占領地域で生じた損害が補償の対象から除外されている問題を指摘した。さらに法律公布から60日とされている申請期間の短さや、補償金に対して課税される問題も指摘された。なお、全体の補償金額については、7千万ドル程度であれば、経済建設に支障がないと付言された。(57・財経委・5、1966年6月23日)

この政府案に対し、民衆党が提出した代案は無償協力3億ドルが民間請求権補償を主とすべきであるという趣旨で作成された。民間請求権補償のために7500万ドルを確保するとともに、政府案で除外された旧日本軍占領地域における損害、さらに軍人・軍属のみならず「被徴用者」、つまり

労務者として強制動員された人々への補償も明記した。

この代案について、李震秀専門委員は審査報告をして、強制動員被害者のうち死亡者に10万ウォン、負傷者に5万ウォンという補償額に異議を述べなかった。ただし、「精神的苦痛」は財源の問題であるとして、慎重な意見を示した。また、補償対象として、旧日本軍占領地域のみならず、以北地域も含めるべきであるという見解を示した。さらに、政府案よりも短い30日という申請期間も問題点として指摘した。(57・財経委・11、1966年7月5日)

翌日の7月6日の財経委で行われた、この代案に対する金正濂財務部長官の反論は、対日民間請求権補償に対する政府の姿勢をはっきりと示すものであった。第一に、軍人・軍属、労務者として徴用された者への補償は、韓国が対日講和条約の求償国でないため難しいと述べた。第二に、独立有功者およびその遺族に対する措置は補償ではなく、偉業記念事業であると説明した。第三に、政府が未払金を補償対象から除外した理由として、軍人・軍属として徴兵された後に除隊された者で給与を受け取っている事例があるという認識を示した。また、第四に、現行税法上、補償金は「法人の収入」に当たるので、課税すると述べた。

このうち、第一の論点である軍人・軍属、労務者として徴用された者への補償は日韓会談で韓国側が主張していた。すなわち、1961年12月15日の一般請求権小委員会で韓国側は軍人・軍属及び労務者を合わせて、生存者一人当たり200ドル、死亡者一人当たり1650ドル、負傷者一人当たり2000ドル、計3億6400万ドルという請求金額を主張していた[6]。この請求は日本側に認められることがなかった。金財務部長官の説明は、このような事実を無視したものである。また、第三の論点については、戦争被害者の要求を根本的に否定するものであり、現在からみても話しにならない発言であった。

野党はこれらの論点のすべてに反発した。とくに未払金に対する補償が当初の政府案にあったと金大中委員から指摘されると、金財務部長官は政府の最終案で除外したと説明するとともに、対日講和条約の枠組みのほかに、犠牲者があまりにも多いため補償しきれないと弁明した[7]。

野党側は金財務部長官の答弁ではとても対日民間請求権に対する補償を定めた法案とは呼べないと強く反発した。民衆党の蘇宣奎委員は、政府が対日民間請求権を食いつぶしていると指弾した。また、金大中委員は補償申請に証拠提示を条件とすることを批判し、証拠物を保管しているのが政府であるから、政府が補償を受けることになると批判し、「補償ではなく、収奪だ」(14ページ)と糾弾した。さらに、政府案に独立有功者を加えたのは政治的理由であり、選挙を前にしたショーであるという批判もあった。

このような野党の批判に対し、金財務部長官が従前の政府見解を繰り返し、政府案しか許容できないという意思を表明した。このとき、とくに金財務部長官は対日講和条約の枠組みを持ち出し、民間請求権が賠償ではないことを強調し、いわゆる「精神的損害」が対象外であるとする認識を改めて示した。(57・財務委・12、1966年7月6日)

この論理は政府が1965年3月に発行した『韓日会談白書』にも示されている。すなわち、日韓会談における韓国側の請求権は、賠償を規定した対日講和条約第14条ではなく、第4条に基づくものであり、「国際法に適用してみると、領土の分離分割から生じる財産上および民事上の請求権」であると説明している[8]。ただし、韓国内では、政府が日本からの無償経済協力資金が対日請求権の代価であると説明してきたため、植民地支配による被害に対する補償を求める世論は大いに沸騰した。財産補償を除くと、強制動員による被害は、もっとも速やかに解決すべき問題である。だが、対日民間請求権補償を実現させるための法案をめぐる論議で、金財務部長官は日本側に請求した事実も明らかにしないまま、対日講和条約を持ち出して、強制動員による被害が補償の対象外であると述べたのである。これが野党側の怒りを買わないはずがなかった。

このように政府と野党が真っ向から対立すると、野党側は経済政策の主務長官である経済企画院の張基栄長官を財経委に出席させることを要求した。1966年7月11日の財経委で、張経企院長官は政

府が有する資料を基に申請者への支払い認定ができると発言するなど、いくらか野党側の意見に理解を示した。だが、申告者に対する事前広告を認めず、補償金に対する免税措置も認めず、換算比率も政府案が妥当とするなど、本質的に金財務部長官が示した政府の枠組みは概ね維持された。そして、韓国国民の関心が高かった「精神的損害」に対する補償についても明言を避けた。

これに対し、蘇宣奎委員はかつて日本政府が対日民間請求権補償について7000万ドルないし7500万ドルと試算したことがあると指摘しつつ、それにもかかわらず韓国政府が補償の範囲、対象、地域を制限し、レートを低く設定したことによって、その予算を大幅に削減してしまったと批判した。そして、「当初財務部が承認した金額は相当なものであったが、経済企画院が削った」(16ページ)として、経済企画院を追及したのである。張経企院長官は1950年に政府が調査した資料を基に最大限補償すると答弁するにとどまった。(57・財経委・16、1966年7月11日)

このような議論の末、独立有功者及び対日民間請求権に関する法律案は小委員会を構成して作成することになった。1966年12月23日に第58国会の財経委で報告された内容によると、小委員会での議論の結果、第一に独立有功者事業基金法律案と、対日民間請求権補償に関する法案に分けることになった。そして、第二に対日民間請求権補償に関する法律案の重要骨子として以下の内容が決まった。

1．対日民間請求権補償資金の総額の償還範囲は最終的に純対日民間補償に約3000万ドルが該当することを原則として、細部事項を調整することとする。

2．民間補償の対象としては、政府案に追加して次の対象を追加挿入する。

A．1945年8月15日より前に日本に登録された国債

B．1945年8月15日より前に北韓所在の日本の金融機関に預け置いた預金のうち、申告されたり本法施行以前に大韓民国に居住していた者の名義分

C．1945年8月15日より前に日本国によって徴兵徴用され死亡した者は一時金を支払う。(58・財経委・29、1966年12月23日、4ページ)

このように対日民間請求権補償は3000万ドルを財源とし、国債、「以北」、被徴用死亡者に対する一時金を補償対象に加えることになった。つまり、強制動員されて負傷した者および生存者の「精神的被害」などは補償対象から除外されることになった。

その後も小委員会で審議を継続した結果は、1967年3月8日の第60回国会財経委で報告された。まず、上記の法案は準備立法とするとともに、独立有功者事業基金法律案については保健社会委員会に回付することにした。そして、対日民間請求権補償をめぐる法案は、「対日民間請求権補償申告に関する法律案」(申告法案)として、再び単独で審議されることになった。小委員会が作成した法案には、前述した重要骨子に即して、強制動員されて死亡した者が補償対象となる一方、強制動員被害者の「生存者」や「負傷者」は含まれなかった。つまり、この法案は戦争および植民地支配によって強制動員され、当時生存していた者の被害については、民間請求権補償の対象外とするものであった。(60・財経委・5、1967年3月8日、6～7ページ)

したがって、財経委から法司委にこの法案が回付されると、韓文洙専門委員より負傷者が対象に含まれていないことを不当とする見解が示された。また、申告期間が過ぎると補償者の権利が消滅するという規定は、その権利をはく奪するものだと指摘された。これらの指摘により、申告法案は再び財経委に差し戻された。なお、独立有功者事業基金法律案は字句修正などをしたうえ通過する見込みとなった。(60・財経委・6、1967年3月9日)

4. 対日民間請求権申告に関する法律案

その後、申告法案が財経委で審議されたのは、第75回国会会期中の1970年12月になってからであった。この段階でも、法案に負傷者や生存者

の「精神的被害」に対する補償は含まれなかった。金章玉専門委員は立法趣旨や、法案の主要骨子について説明した後、問題点の一つとして、「申告対象から除外された民間請求権に対する対策がない（例：日本地域以外で発生した債権、船舶、徴用または徴兵、負傷者、恩給、登録国債、個人間の債権）」と指摘した。（75・財経委・20、1970年12月16日、9ページ）その結果、法案の問題点は小委員会で再び検討することになった。（75・財経委・21、1970年12月17日）

しかし、法案はもはや抜本的に見直されることなく、法司委に送られた。与党の民主共和党の高在珌委員はサハリン居住の朝鮮人が申告できないなどの問題点を指摘したが、親戚が申告できるということだけが確認された。また、高委員は施行後60日を過ぎた日から10ヶ月までという申告期間について、1965年の日韓「在日韓国人」法的地位協定で政府が無尽蔵の宣伝をしたにもかかわらず、在日朝鮮人の韓国籍取得が期待通りに進まなかったことなどを例としつつ、その短さを指摘した。だが、金元基財務部次官は早く補償をしなければならないのに、むしろ申告期間が長すぎるという意見もあると述べたのみであった。（75・法司委・14、1970年12月23日）

本会議では野党の新民党の金応柱議員がこの法案に対する最後の質問をした。その質問はなぜこの法律提出に5年もかかったのか、戦死者は遺族の申告に頼らず政府が調査して確認すべきではないのか、経済計画で日本からの経済協力の用途が決まっているのに民間請求権補償の財源があるのかなど、法案の根本にかかわるものであった。その語調は下記の通りに辛辣であった。

> 日帝時代に軍人として連行された人々が今何歳になりましたか？ここにたくさん（若手議員が――著者註）いらっしゃいますが、30年近くになったということです。その父親は皆お亡くなりになっているのに、誰をみて申告しろというのですか。皆お亡くなりになって、この世にいらっしゃらないのに、こんな無責任な政府がどこにあるのかということです。徴用されて死亡した者については、これも本人たちに報告、申告させずに、政府がきちんとすべて調査せよということです（10ページ）。

しかし、金龍渙財務部長官は政府が資料を持っていても申告を受けるとより正確であると答えたり、財源問題にあえて答えなかったり、不満が残る答弁をした。それにもかかわらず、法案は本会議で何ら修正されることなく、可決された。

なお、金応柱議員はこの申告法に合わせて、被害者団体である「対日民間請求権協会」が結成され、国民の関心が高まっていると述べた。この協会に登録された会員数が19万5239人、被害総額が1億8800万円であり、1970年当時のレートに換算すると5億6千万ドルになると指摘した。しかし、韓国政府が公布した申告法は財源問題をはじめとして、このような被害者からの要求に応えるものであるとは言い難かった。（75・本会議・22、1970年12月24日）

1971年1月19日に制定された「対日民間請求権申告に関する法律」第2条第1項に列挙された補償対象は次のとおりである。

1　旧軍政法令第57号「日本銀行券・台湾銀行券の預入」の規定により指定された金融機関に預入した預入金並びに金融機関が保有している日本銀行券及び日本国政府の補助貨幣。

2　1945年8月15日以前に発行されたものであって、現物が存在する次の有価証券

ア　日本国政府が発行した国債

イ　日本貯蓄券

ウ　日本国の地方債

エ　日本国に本店（本社と主事務所を含む。以下同じ）を置く日本国の公法人であって大統領令が定める法人が発行した社債及び日本国政府が保証した社債

3　日本国に本店を置き日本国に所在する日本国金融機関に預入された預金

4　日本国に本店を置き日本国に所在する日本国金融機関に日本国以外から送金された海外送金。但し為替取引決済分に限り日本銀行券以外の日本系通貨及び日本軍票は除く。

5　1945年8月15日から1947年8月14日ま

でに日本国から帰国した大韓民国国民が帰国に際し日本国政府機関に寄託した寄託金。

6　日本国に本店を置く日本国の生命保険会社に大韓民国又は日本国から納入した保険料と受領された保険金

7　大韓民国に本店を置く法人の日本国所在支店の財産整理により発生した剰余金中、大韓民国国民である株主の持分

8　日本国で預入又は納入した日本国政府に対する次の債権

ア　郵便貯金及び振替預金並びに郵便為替

イ　簡易生命保険及び郵便年金の納入金

9　日本国により軍人、軍属又は労務者として召集又は徴用され1945年8月15日以前に死亡した者[9]

このように、対日民間請求権補償の対象のほとんどが財産であり、強制動員による被害については「被徴用死亡者」が最後の項目に添えられたのみであった。

5. 対日民間請求権補償に関する法律案

申告法が公布された1971年から3年後の1974年10月、第90回国会の財経委でようやく対日民間請求権補償に関する法律（補償法）案が提出された。この法案の審査報告を行った金幸玉専門委員は、一部国民が対象となるという不平等性があるが、法制定によりそれらの権益を保証する意義があると開き直った説明をした。それでも、以下のような問題点が指摘されざるを得なかった。

例えば、1円当たり30ウォンで換算し、人命補償、すなわち徴兵されて死亡した元軍人軍属への一時金を1人当たり30万ウォンとしたことについて、財産については593～1000倍、人命は1000万ウォン以上という主張があったと述べた。また、財源は経済開発特別会計融資計定に預託した143億ウォンのうち､早期償還された資金（ウォン貨資金）で行うしかなく、財源不足が当初から指摘された。また、請求権申告漏落者、つまり申告法による申告期間に申告できなかった者について、次のように指摘した。

現在請求権を申告できず、はじめから補償対象から除外された実質的な請求権者が相当数いることが推定されているが、対日民間請求権申告に関する法律第11条の規定は申告期間を法定不変期間と明文化しているので、同申告法の改正なくしては申告漏落者に対する救済の余地がないという点で、事実上の不平等性が内包されています（6ページ）。

つまり、補償法の対象となる対日民間請求権も、1971年に制定された申告法に基づいて申告できなかった場合は一切救済されなかった。したがって、申告法を改正しない限り、申告漏落者が救済できないことが指摘された。このように、補償法案審議の過程で多くの問題点が明らかにされていたのであった。（90・財経委・9、1974年10月28日）

だが、このように指摘されながらも、この法案について国会で議論した形跡はない。本会議にこの法案が上程された際に提出された審査報告書からも、前述の問題点が十分議論されたとは言えない。（90・本会議・15〔付録〕、1974年12月1日）

この法案に対する批判らしい批判は、1974年12月1日の本会議で行われた無所属の朴柱炫議員による発言のみである。朴議員は発言の前置きとして、次のように述べた。

全国のこの対象者は20万会員になります。そして、100万人の家族でございます。この多くの国民が一時でも早く、補償法が提案されることを待ちに待ち望んだのでありますが、政府がこの法律案を提案したという紙上報道にしたがい、その対応をみると、多くの対象者が喜ばねばならないというのに、失望と鬱憤を禁ずることができない状況に至りました（20ページ）。

そして、朴議員は先述した対日民間請求権協会の会員が国会にたびたび請願書を出しても受け入れられず、ついに割腹事件も起こってしまったことを挙げつつ、想定されている130億ウォンという財源に到底納得できないと述べた。また、朴議員は韓国銀行の卸売物価指数からみても1000倍

の換算が必要だと主張した。この発言は当時の被害者の思いを直接的に伝えたものであったといえよう。だが、この本会議は野党議員が欠席する中で行われたのであり、朴議員は孤立無援であった。そして、非情にもこの法案は何ら修正されることなく、賛成多数で可決した。(90・本会議・15、1974年12月1日)

補償法が公布されてからも請願が相次いだ。しかし、当時の国会では一切審議されることなく、それらの請願を代弁する者もなく、ことごとく廃棄された。維新憲法下で与党の民主共和党および維新政友会が議会の3分の2以上を占める国会には、もはや30年以上前に侵害された人権を回復させる意志さえなかったのである。(94・財務委・22、1975年12月16日、98・財務委・27、1977年12月12日)

1974年12月21日に制定された「対日民間請求権補償に関する法律」は先述の申告法第2条第1項に列挙された対象に補償を実施するための法律である。その第4条に定められた補償金額は次のとおりである。

1．請求権補償金は日本国通貨1円に対し大韓民国通貨30ウォンとする。ただし日本国通貨100円未満の請求権については日本国通貨100円を申告したものとみなす。
2．請求権申告法第2条第1項第9号の被徴用死亡者に対する請求権補償金は一人当たり30万ウォンとする。

なお、補償法に基づいた事業が終了した後、1982年12月16日の第114回国会第20次本会議において関連法がすべて廃止された(114・本会議・20、1982年12月16日)。

おわりに

財務部が作成した『対日民間請求権補償　終結報告書』によると、総申告数10万9540件のうち、受理された申告は10万3324件で、財産関係が9万4414件、人命関係、すなわち被徴用死亡者への弔慰金が8910件である。支給決定金額は財産関係が68億4664万5000ウォン、人命関係が26億7300万ウォンである[10]。補償された総額は95億1964万5000ウォンで、130億ウォンと予想された財源の範囲内に収められた。

この数字は強制動員の被害者及び被害金額からみても相当な少額である。被徴用死亡者だけをみても、先述の日韓会談において韓国側は軍人・軍属だけで65000人を想定していたのだから、8910人という数字はその13.7%に過ぎない。また、支給総額の95億ウォンを1965年当時のドルに換算すると約1087万7000万ドルなので、日本からの無償経済協力3億ドルに占めるその割合はわずか3.6%である[11]。1966年に民主党が国会に提出した「独立有功者被徴用死傷者及び対日民間請求権補償に関する法律案」では7千万ドルという財源を想定していたが、実際に行なわれた対日民間請求権補償の財政規模はその7分の1であった。1966年12月23日に財経委で報告された小委員会による対日民間請求権補償法案の主要骨子で明記された3000万ドルという財源と比べても、その3分の1であった。

日韓国交正常化直後の1966年1月18日に朴正熙大統領が発表した年頭教書では、1970年代までに国民所得を倍増させるという意志が明らかにされた。「請求権資金」の無償3億ドルは農民・漁民及び中小企業人にその利益を均霑し、農漁村の近代化と公益施設の拡充に使用する」と述べた。その一方で、対日民間請求権補償については一言もなかった[12]。韓国国会で野党を中心に論陣を張り、被害者が運動団体を組織して精力的に活動した結果[13]、韓国政府による対日民間請求権補償はようやく実現した。しかし、その結果は無惨、あるいは非情と言わざるを得ない。

そして、このような非情な対日民間請求権補償を実施した責任は、独り韓国政府のみと断言できるだろうか。そもそも日韓会談において、植民地支配責任を認めることなく、対日請求権を封殺し、経済協力を実施したのは他でもない、日本政府であり、これを仲介した米国政府であった[14]。このような歴史的経緯をふまえて、今日においても日韓間でくすぶる「歴史問題」の克服について考えるべきである。

(1) 최영호「한국정부의 대일 민간청구권 보상 과정」『한일민족문제연구』제 8 호，2005 년 6 월（崔栄鎬「韓国政府による対日民間請求権補償の過程」『韓日民族問題研究』第 8 号、2005 年 6 月）。
(2) 吉澤文寿「第 12 章　日韓諸条約の評価をめぐる日韓関係――基本条約第 2 条，請求権協定第 2 条 1 を中心に」木宮正史、李元徳編著『日韓関係史　1965-2015　Ⅰ政治』東京大学出版会、2015 年。
(3) 曺晟源「第 3 章　対日請求権資金と韓国経済開発」安倍誠・金都亨編著『日韓関係史　1965-2015　Ⅱ経済』東京大学出版会、2015 年。
(4) 田中俊明編著『朝鮮の歴史　先史から現代』昭和堂、2008 年、「現代」編（太田修執筆）を参照した。
(5) 崔栄鎬前掲論文、237 ページ。
(6)「第 6 次日韓全面会談の一般請求権小委員会第 7 回会合」1961 年 12 月 15 日、北東アジア課、日本外務省開示記録、文書番号 1217、23 ページ。
(7) この点について、1966 年 2 月 15 日の財務部、法務部、外務部による会合で、被徴用者に対する身体補償について、韓国が対日講和条約第 14 条に基づく求償権を持たないという理由で難色が示されていた（吉澤前掲論文、306 ページ）。
(8) 大韓民国政府『韓日会談白書』1965 年、40 ページ。
(9) この法案の翻訳文は日本弁護士連合会ホームページに掲載されているものを参考にした。http://www.nichibenren.or.jp/activity/international/nikkan_shiryo/korea_shiryo.html
(10) 재무부『대일민간청구권보상 종결보고서』1978 년（財務部『対日民間請求権補償終結報告書』1978 年）、70-71 ページ。なお、金融機関による申告は補償対象から除外されているため、支給決定金額にこの申告分は含まれていない。
(11) 1965 年 6 月のレートを 1 ドル = 268.22 ウォン、1975 ～ 1979 年のレートを 1 ドル = 484 ドルとした。韓国銀行経済統計などを参照した。1965 年以降、ドルに対する日本円の価値が上がっているのに対して、韓国ウォンの価値は下がっている。
(12)「1966 년 대통령년두교서」1966 년 1 월 18 일，『박정희대통령연설문집』제 3 집，동아출판사，1967 년（「1966 年大統領年頭教書」1966 年 1 月 18 日付、『朴正熙大統領演説文集』第 3 輯、東亜出版社、1967 年）、29 ～ 51 ページ。崔栄鎬前掲論文、235 ページ。
(13) 日韓会談当時及びそれ以後の被害者団体の運動については今後の研究課題としたい。
(14) 日韓会談の交渉経緯などについては、吉澤文寿『日韓会談 1965　戦後日韓関係の原点を検証する』高文研、2015 年、同『〔新装新版〕戦後日韓関係　国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2015 年などを参照されたい。